

システム基盤技術検討会 運営規則(案)

平成28年1月13日
システム基盤技術検討会

(検討会の運営)

第1条 システム基盤技術検討会(以下「検討会」という。)の議事の手続、その他検討会の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(座長)

第2条 検討会には座長及び副座長を置く。

2 座長は、検討会の事務を掌理し、副座長は座長を補佐する。

3 座長が検討会に出席できない場合は、副座長又はあらかじめ座長が指名する構成員が、その職務を代理する。

(構成員の欠席)

第3条 検討会に属する構成員が検討会を欠席する場合は、代理人を検討会に出席させることはできない。また、他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 検討会を欠席する構成員は、座長を通じて、当該検討会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 検討会は、構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

2 検討会の議事は、構成員で会議に出席した者の半数以上で決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。

3 検討会は、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

4 検討会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

(調査・検討事項)

第5条 検討会は、以下に関する調査・検討等を行う。

(1) 第5期科学技術基本計画(答申)第2章(2)「世界に先駆けた「超スマート社会」の実現(Society 5.0)」および第2章(3)「「超スマート社会」の競争力向上と基盤技術の強化」および第3章「経済・社会的課題への対応」における基盤技術に関連する事項

(2) 科学技術イノベーション総合戦略2015第2部第2章()「統合型材料開発システム」()「おもてなしシステム」に関連する事項

(3) 前各号に掲げる事項に付帯する事項

2 検討会が、前項の調査・検討事項の議決内容について他の戦略協議会等と共有し、意見を求めることを必要と認めた場合、検討会の座長は他の戦略協議会等の座長に議決する内容について連絡する。

3 検討会は、ナノテクノロジー・材料基盤技術分科会(以下「分科会」と言う。)を設置し、分科会の運営規則に定める分科会が担当する事項について、分科会に必要な調査・検討等を行わせることとする。

4 検討会は、第3項に関する事項については分科会の議決をもって検討会の議決とする。

(公開)

第6条 検討会の会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により検討会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容の公表)

第7条 座長は、検討会における議事内容を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、検討会の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

(了)